

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

均等割額 47,500円

所得割率 9.50%

(参考) 令和2・3年度
均等割額 46,600円
所得割率 9.17%

○後期高齢者医療保険料率の見直しについて

保険料率は、都道府県単位で計算され、全国一斉に2年ごとに見直されます。

見直しにあたっては、今後2年間で必要な費用額（主に医療給付費）から、保険料以外の収入額（国や県、市町村からの負担金、現役世代からの支援金等）を差引くことにより、保険料として必要な金額を算出し、保険料率を決定します。

今回の保険料率の見直しでは、被保険者の人数の大幅な増加による医療費等の増加が見込まれることから、均等割額、所得割率ともにやむを得ず改定をお願いすることとなりました。保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

後期高齢者の医療に係る費用負担割合

公費（国・県・市町村） 約5割		自己負担額 （窓口支払分）
後期高齢者医療の 保険料 約1割	現役世代（75歳未満）からの支援 （後期高齢者支援金） 約4割	

○一人当たりの年間保険料額の決めかた

1年間の保険料（100円未満切り捨て） （賦課限度額66万円）	=	均等割額	+	所得割額
		47,500円		（賦課のもととなる所得金額） ×9.50%（所得割率）

※保険料は年度（4月から翌年3月までの12か月）で計算され、年度の途中で加入された場合は加入された月から計算されます。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額等（雑所得、事業所得、給与所得等の総所得金額と分離課税の株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、山林所得等の合計額）から、地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除は控除しません）。

※分離課税の所得がマイナスの場合は0円として合算します。

○賦課限度額の改正について

中間所得者層の負担軽減などを図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正され、賦課限度額が64万円から66万円に変更となりました。